一般競争入札公告

社会福祉法人梅田福祉会の発注する「社会福祉法人梅田福祉会特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷増床」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和　３年１０月１５日

社会福祉法人梅田福祉会

理事長　工藤　三夫

１　工事概要

（１）工事名称　　社会福祉法人梅田福祉会　特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷増床工事

（２）工事場所　　埼玉県熊谷市飯塚1392番3、1392番4、1392番5、1392番6、1393番2、1393番3

1398番1　1406番１　計八筆

（３）工事内容　　工事種別　　：　新築工事

　　　　　　　　　工事範囲　　：　建築一式工事　その他設計図書記載の範囲

（４）建物概要　　構造規模　　：　鉄骨造３階建　耐火建造物　地上３階建

　　　　　　　　　建物用途　　：　ユニット型特別養護老人ホーム（１００床）

　　　　　　　　　敷地面積　　：　10,479.76㎡

　　　　　　　　　建築面積　　：　1,992.32㎡

　　　　　　　　　延床面積　　：　5,227.59㎡

（５）工事期間　　契約確定の日から令和5年2月28日まで（諸官庁検査済証取得含む）

２　入札方法等

（１）入札方法　　　一般競争入札

（２）予定価格　　　有（非公開）

（３）最低制限価格　有（非公開）

（４）入札保証金　　無

３　入札参加資格

（１）　建設業の許可（建築工事業）を有すること。

（２）　有効期限（令和3年4月１日～令和5年3月31日）で埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事で登載されている単体企業（共同企業体は不可）であること。

（３）　埼玉県熊谷県土整備事務所、本庄県土整備事務所または東松山県土整備事務所管内に本店を有し、建築一式工事の埼玉県格付が級であること。

（４）　公告日から１年７か月前の日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書において経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）のＰ評点が１１００点以上、かつＹ評点が７００点以上あること。

（５）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（６）　過去、埼玉県補助対象福祉施設建設工事の施工実績を有すること。

（７）　本件入札の公告日から入札を実施する日までの期間で、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（８）　当法人の理事が役員をしている企業でないこと、及び対象工事にかかる設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係もしくは人事面において関連のある企業でないこと。

（９）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

（１０）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（１１）熊谷市において入札参加停止の措置を受けていない者であること。

４　一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

（１）　受付期間　　　　　公告日から令和3年10月22日（金）　午後4時まで

（２）　問合せ・受付時間　午前10時から午後4時まで（土日祝を除く）

（３）　提出書類　　　　　ア　一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）

　　　　　　　　　　　　　イ　会社案内・会社経歴書等（一般競争入札参加資格等確認資料）

　　　　　　　　　　　　　ウ　建設業許可証の写し

　　　　　　　　　　　　　エ　経営事項審査総合評点（Ｐ）及び経営状況評点（Ｙ）の分かる直近の経営事項審査結果書の写し

　　　　　　　　　　　　　オ　埼玉県建設工事請負等競争入札参加業者資格審査通知書の写し

　　　　　　　　　　　　　カ　施工実績調書及びそれを証明するもの（件名、金額、延床面積、床数、工期等を証する書類の写し）

　　　　　　　　　　　　　※提出書類書式は法人問合せ先に連絡の上、Ｅメールにて請求すること

　　　　　　　　　　　　　※提出された確認申請書、確認資料及びその他資料の返却は致しません

（４）　提出方法　　　　　持参のみ（事前連絡必須）※締切日午後4時必着

（５）　提出・問合せ先　　〒360－0231　　埼玉県熊谷市飯塚1398－1

　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人梅田福祉会　特別養護老人ホームめぬまの郷

　　　　　　　　　　　　　担当：　松田圭司

　　　　　　　　　　　　　電話：048－579－5800　FAX：048－579－5544

　　　　　　　　　　　　　Ｅメール：menumanosato@kki.biglobe.ne.jp

※問合せは原則メールにてお願いします。

　　　　　　　　　　　　　※認定を受けたものであっても、入札期日において認定要件を満たしていない者は入札の参加資格を有しません。

５　一般競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等の配布

（１）　入札参加資格確認審査後、上記確認申請者には、令和3年10月27日（水）午後5時までに確認結果（入札参加資格の有無）をＥメールにて通知する。

（２）　入札参加資格が有りと確認された業者には入札書等書式、設計図及び仕様書等（以下「設計図書等」という）をCD-ROMにより郵送し、配布・貸出をする。配布・貸出は無料とし、現場説明会は行わないものとする。

（３）　配布した設計図書等（CD-ROM）は入札日に持参し、返却すること。（複製不許可）

（４）　設計図書等の配布については、郵送とする。発送日は、令和3年10月27日（水）とする。

（５）　下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。

　　　①　入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合

　　　②　提出書類の誤字・脱字により意思表示が不明瞭である場合

　　　③　所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭である場合

　　　④　１社で２通以上の入札参加申請書を提出した場合

　　　⑤　明らかに談合によると認められる場合

　　　⑥　入札参加資格申請に必要な要件を具備していない場合

６　設計図書等に関する質疑及び回答

（１）　質疑提出期限　　　令和3年11月1日（月）午後4時まで

（２）　質疑提出先　　　　〒360－0231　　埼玉県熊谷市飯塚1398－1

　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人梅田福祉会　特別養護老人ホームめぬまの郷

　　　　　　　　　　　　　担当：　松田圭司

　　　　　　　　　　　　　電話：048－579－5800　FAX：048－579－5544

　　　　　　　　　　　　　Ｅメール：menumanosato@kki.biglobe.ne.jp

（３）　質疑提出方法　　　設計図書等に同梱の書式に入力し、設計図書等に関する質疑提出先までＥメールにて送付すること。電話、ＦＡＸ、訪問等での質疑は、一切認めない。

（４）　回答日　　　　　　令和3年11月2日（火）午後5時まで

（５）　回答方法　　　　　ア　回答は、入札参加業者へＥメールにて送信する。

　　　　　　　　　　　　　イ　質疑応答書については、全業者からの質疑を集計の上配信する。

　　　　　　　　　　　　　ウ　質疑書原本は、押印の上、入札時に提出する。

７　入札及び開札日程等

（１）　入札日時　　　　　令和3年11月18日（木）午前10時30分から

（5分前までに受付を済ませること）

（２）　場所　　　　　　　埼玉県熊谷市飯塚1398-1番地　特別養護老人ホームめぬまの郷　1階会議室

８　落札者の決定

（１）　予定価格の100／110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内で最低制限価格の100／110以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）　入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の100／110以上の価格をもって有効な入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。（再度入札は2回までとする。）

（３）　再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。但し、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加できない。

　　　①　無効の入札をした者

　　　②　最低制限価格の100／110未満の価格の入札をした者

（４）　上記（２）によっても落札者がいない場合は、次の各号の場合に限り、下記条件を全て遵守した上で交渉による随意契約を行うものとする。但し、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。

　　　①　再度入札に参加し、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）

②　再度入札に応じる者が１者のみとなった場合

　　　　条件　ア　随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上である。

　　　　　　　イ　交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない。

　　　　　　　ウ　入札にあたっての条件を変えることは認められない。

　　　　　　　エ　契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印する。

（５）　落札者とすべき同額の入札をした者が２以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

９　入札にあたっての注意事項

（１）　参加者は入札日において、参加受付の際に、一般競争入札参加資格確認結果通知書、身分を証明するもの（運転免許証、社員証等（顔写真付き））を持参し、入札主催者の確認を受けること。

（２）　代理人をして入札させる場合は委任状を提出すること。

（３）　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10／100に相当する額（消費税相当額）を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の100／110に相当する金額（消費税相当額を抜いた金額）を入札書に記載すること。

（４）　入札を辞退する場合、事前に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

（５）　入札書は必要事項を記入、押印（実印）のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、厳封し裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。

（６）　入札参加にあたっては入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。但し、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。

（７）　開札は入札書の提出後、直ちに行う。

（８）　入札に参加する者の数が１社である場合には、入札を執行しない。但し、再度入札の場合は、この限りでない。

（９）　入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

（１０）下記の各号に該当する入札は無効とする。

　　　①　入札に参加する資格のない者がした入札

　　　②　郵便、電報、電話及びＦＡＸにより入札書を提出した者がした入札

　　　③　不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

　　　④　談合、その他不正行為があったと認められる入札

　　　⑤　虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

　　　⑥　入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

　　　⑦　次に掲げる入札をした者がした入札

　　　　ア　入札書の押印のないもの

　　　　イ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

　　　　ウ　押印されるべき印影が明らかでないもの

　　　　エ　記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

　　　　オ　代理人で委任状を提出しない者がしたもの

　　　　カ　他人の代理を兼ねた者がしたもの

　　　　キ　２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの

　　　　ク　前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

（１１）その他

　　　①　入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。

　　　②　一度提出した入札書の書き換え、引き換え、撤回はできない。

　　　③　入札時には、当法人の理事、監事等が立ち会うものとする。

１０　契約方法等

（１）　様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）

（２）　工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の1／10以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

（３）　契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指示があった場合には従うこと。

（４）　一括下請負契約を行わないこと。

（５）　本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。尚、契約締結については、消費税引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なくすべての工事支払については消費税10％とする。

（６）　落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第２条に規定する入札参加停止措置を受けたものは、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする）

（７）　契約書の作成は落札者が行うものとする。

１１　支払条件

（１）　支払方法　　　　　現金振込

（２）　支払時期　　　　　設計図書等の配布時に提示

１２　その他

（１）　一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）　入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（３）　本工事における一般競争入札については、「埼玉県建設工事一般競争入札執行要綱」に準じて行う。

（４）　本工事は埼玉県の補助を受けて行うものであるため、工事にあたり関係諸官庁に協力し、その指導に従うものとする。

（５）　その他、関係法令及び契約内容等を遵守する。

以上